

わたしたち野田市民は、日本国憲法、地方自治法の基本理念に則り、地域の個性を生かしながら、基本的人権を尊重し、平和を尊ぶ野田らしいまちづくりに懸命に努力を続けている。  
日本国憲法、地方自治法施行50周年の節目の年にあたり、わたしたちは、両法の重要性を再認識するとともに、市民憲章の精神、平和祈念碑の碑文の精神を育みつつ、豊かな自然と歴史を生かした健康な文化都市を目指すために、ここに野田市を「個性豊かなまちづくりを行う人権・平和尊重都市」とすることを宣言する。  
(平成9年5月5日)

### 放射能対策

# 早期着手した学校や保育所など除染を完了 さらに私有地を含めた除染計画策定へ

市では、子どもたちの安全を第一に考え、国より厳しい除染基準を定めるとともに、国の「放射性物質汚染対処特措法(略称)」の全面施行を待たずに、昨年11月の臨時市議会と12月の定例市議会で補正予算措置し、11月から除染を開始しました。1月30日までに南部・福田地区の学校や保育所などの除染を概ね完了し、面積の大きい一部の公園を除き、3月末までに完了予定です。さらに、市民の不安を解消し、子どもたちが安心して住み続けられる環境を取り戻すため、私有地を含めた除染計画(案)を取りまとめ、皆さんの意見を伺うパブリック・コメントを行っています。

市では、国より厳しい測定高5センチメートルで毎時0.23

マイクログシーベルトを市独自の除染基準とするとともに、「放射

性物質汚染対処特措法(略称)」、

いわゆる特措法が全面施行となる1月1日を待たずに、昨年11月の臨時議会と12月の定例市議会で合わせて約4億1千万円を補正予算措置し、11月から学校や保育所、公園など子どもが利用する40施設の除染を優先して開始しました。

その結果、2月3日までに南部・福田地区の小学校3校、中学校(テニスコートを除く)1校、保育所1か所、学童保育所

### 市独自基準の計画を策定

一方、皆さんの放射線量の測定

要望にお応えするため、昨年11月16日から、自治会の要望に基づき、自治会内の市有地の測定を開始し、1月30日現在、108自治会、千251か所を測定しました。

また、12月6日から開始した市民向けの測定器の貸し出しでは、1月30日までに652件の申し込みがあり、586件に貸し出し、測定結果を報告いただいています。

市では、これらの測定結果か  
(2面につづく)

## 除染計画案に

## 皆さんのご意見を



市では、私有地を含めた除染計画を策定するため、皆さんから意見を募集し、施策に反映させる「パブリック・コメント手続」を実施しています。

資料コーナー、各公民館と図書館、市のホームページで閲覧できます。意見は、3月12日(月)までに、所定の用紙か任意の書式で直接持参(国・回を除く)か、閲覧場所にある意見投函箱に投函、市のホームページから提出のほか、郵送(3月12日の消印有効)、ファクス(☎7124-6242)で、「野田市除染計画(案)」に対する意見」と明記し、〒278-8550野田市役所環境保全課へお送りください。

※いただいた意見の概要や、意見に対する市の考えなどは、個人情報保護法に基づき、除き市のホームページで公表します

【問合せ】環境保全課



早期除染で子どもたちの安全を確保  
(写真は校庭除染工事の様子・1月撮影)